

北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会設置要綱

(設置目的)

第1条 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例(平成16年北海道条例第90号)第28条の規定に基づき、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育ての支援の充実」を図るため、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)から付託された事項に関し、子ども・子育て支援法第77条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び実施状況の調査・審議を行うことを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会(以下「子ども・子育て支援部会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て支援部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び実施状況を調査・審議すること。
- (2) その他、審議会から付託された事項を調査・審議すること。

(構成等)

第3条 子ども・子育て支援部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員(条例第28条第4項に規定する委員及び特別委員)は17名以内とし、子どもの保護者、市町村長、事業主の代表者、労働者の代表者、事業従事者及び学識経験者である委員並びに特別委員のうちから審議会会長が指名する者とする。
- 3 部会委員の任期は2年以内とする。
- 4 部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する者とする。
- 5 副部会長は部会委員の互選により定める者とする。

(職務)

第4条 部会長は、子ども・子育て支援部会の所掌事務を統轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て支援部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときには、前条の会議に部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て支援部会の庶務は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月30日から施行する。

この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

この要綱は、平成30年11月5日から施行する。